令和８年度　第２回半田市環境審議会議事録

開催日時	令和８年 10 月２日（金）	14 時 00 分～15 時 30 分
開催場所	半田市役所庁議室	
会議次第	【議題】 １　　あいさつ ２（１）　令和７年度環境基本計画の評価について （２）　半田市太陽光発電設備の設置に関する条例について （３）　半田市一般廃棄物処理基本計画について ３　　その他	
出席委員	千頭聡、竹内晋平、服部万里子、榊原靖、酒井元子、倉田恒雄、 岩浪房子、山田和男、澤田和孝　※敬称略	
欠席者	安達典孝　※敬称略	
事務局	環境課長森下 環境担当副主幹山田、環境担当主査中村、環境担当書記髙木 ごみ減量担当副主幹藤井、ごみ減量担当主査新海	
その他	なし	

次第	議事概要
１．あいさつ ＝＝＝＝＝＝ ２（１）．令和７年度環境基本計画の評価について	―会長あいさつ― ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝ （千頭会長） それでは、次第に従って進めさせていただきます。 本日の議題は３つあります。 まず１つ目、「令和７年度環境基本計画の評価について」、とりまとめを行います。計画の柱が５つありますので、柱ごとに評価をしていきたいと思います。事前に各委員はご覧になられていると思いますが、事務局から簡単にご説明いただいたのち、各委員からご意見をいただきます。 そして、最後に、令和７年度環境基本計画の評価の採択をしたいと思います。 それでは、事務局から説明をお願いします。 ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― （事務局） この度は短い期間での評価にご協力いただき誠にありがとうございました。 資料としまして、委員の皆様の評価をもとにとりまとめた、資料①－1「半田市環境基本計画に関する評価・提案（令和７年度分）」と、委員のみなさまの評価を一覧とてとりまとめました、資料①－２「環境基本計画評価表まとめ」の２つの資料となります。 また、資料①－２の中で、質問としていただいたことに対する回答も記載させていただいております。 本日は、資料①－２は参考として確認いただきながら、資料①－1 を中心に説明をいたします。

	資料①－1は４ページ、資料①－２は１ページをご覧ください。 中段、委員の評価ですが、「達成度 AA」が１つ、「達成度 A」が７つ、「達成度 B」が１つです。本日の会議で評価の決定をしていただければと思います。 委員の皆様からは、様々な取り組みに対して評価されており、多く意見をいただいております。 「評価できる点」として、特に公共交通の利用促進に向けての取り組みが、地域と共に、地域の実情に応じて改善している点で評価をいただきました。また、気候変動対策の一環である、熱中症対策について、クーリングシェルターの指定や市内小中学校の体育館に空調機器を設置したこと、緑のカーテンを設置したことが、市民の命や健康に関わる取り組みとして評価していただきました。 続いて、4 ページ下段から、5 ページをお願いします。 「期待したい点」として、事業所や家庭においての脱炭素化を促進するため、公共施設に設置した太陽光パネルの効果を市民や事業所に向けて積極的に開示し、ゼロカーボン社会の実現に向けて推進していくことや企業への次世代自動車購入の補助検討といった新たな取り組みを期待する意見をいただきました。 「評価できない」「問題と思われる点」としては、行政が取り組んでいる事業の言葉や内容が市民に知られていないこと、事業者向けの啓発活動ができていないことなどの評価をいただきました。 柱１の説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします。 ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― （会長） それでは柱１についてご質問ありますか。 ≪質問等なし。≫ 質問はないようなので、審議会としての評価をしたいと思いますが、柱 1 の評価については、A とまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。 ≪異議なし。≫ 以上で、柱１については終了します。続いて柱２についてお願いします。 ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― （事務局） それでは、柱２の説明をさせていただきます。

	資料①－1は６ページ、資料①－２も６ページをご覧ください。 中段、委員の評価ですが、「達成度 AA」が４つ、「達成度 A」が５つでありました。評価をお願いいたします。 柱２では、さまざまな取り組みを通して、ごみ減量化がすすんでいること、市民の意識も向上していることから、AA の評価をいただいており、今後のさらなる高みを目指して取り組むことへの期待する意見をいただいております。 「評価できる点」としましては、ごみ排出量の削減だけでなく、不法投棄への対応や事業者への活動支援に対して評価をいただいております。 「期待したい点」としては、食品ロスの取り組みやバイオマス資源の活用、不法投棄への対応に対して、各事業の関係機関や関係者と連携することでさらに取り組んでほしいという意見をいただいております。 続いて、７ページをお願いします。 「評価できない点」はありませんでした。 「問題と思われる点」としては、プラスチックごみの削減の啓発にあたり、リサイクルセンターに来た事業所に向けての啓発ではなく、事業所と接するチャンネルづくりが必要ではないか。という意見をいただきました。 柱２の説明は以上となりますので、評価をよろしくお願いいたします。 また、今年から審議会１回あたりの報酬が 7,700 円となっておりますのでご承知おきください。 簡単ではございますが、事務局の説明は以上となります。 ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― （会長） それでは柱２についてご質問ありますか。 （委員） 評価の指標についてですが、AA と A の違いについて教えていただきたいです。 （事務局） AA は目標を達成できている、A は概ね達成できているという部分が基準になります。 （委員） 庁内評価と市民評価で評価の基準が乖離していると思います。

	（事務局） 　庁内評価は前年度と比較してどれくらい達成できているかで評価をされています。一方で、市民評価については、全体的な目標に対しての評価となるため、やや評価が乖離する部分が出てきてしまうことは承知をしています。 （会長） 　質疑が終わりましたので、審議会としての評価をしたいと思いますが、柱２の評価については、A とまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。 　≪異議なし。≫ 　以上で、柱２については終了します。続いて柱３についてお願いします。 ―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　― （事務局） 　それでは、柱３の説明をさせていただきます。 　資料①－１は８ページ、資料①－２は１０ページをご覧ください。 　中段、委員の評価ですが、全員が「達成度 A」でありましたので、 　「評価できる点」といたしまして、新美南吉記念館が、令和７年度も引き続き市民活動団体と協働で童話の森の保全活動を実施したこと、令和８年度の大規模改修事業において童話の森当の改修も盛り込んだことが、里山環境保全活動として評価されています。また、公園・緑地等の整備事業では、維持費がかかり簡単に取り組むことができない事業である中、地域と協働で実施している環境整備が評価されています。自然観察会は、参加者が増えており、良いイベントとして評価していただいた一方で、問題と思われる点として、落選者がいるのであれば、イベントの回数を増やすなどあり方を見直す必要があるのではないかと意見をいただいております。 　「期待したい点」は、公園・緑地の整備事業、学校の先生方における水生生物調査に対しての保護者や児童に対する PR、「にこもぐ」マルシェの取り組み、学校給食への取り組みといった多岐分野に対しての期待の声をいただきましたので、評価内容をすべて記載しております。 　続いて、９ページをお願いします。 　「評価できない点」としては、市のホームページ等で外来種の駆除について触れられていないため、駆除を確実に行う姿勢を示すべきであると評価をいただきました。 　「問題と思われる点」として、河川やため池の整備は、親水性整備が可能な河川の改修計画がないことは理解しているが、現在よりも優先度

	を上げて前倒の推進など検討することが必要。と評価をいただいております。 柱３の説明は以上となりますので、評価をよろしくお願いいたします。 ―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　― （会長） それでは柱３についてご質問ありますか。 ≪質問等なし。≫ 質疑等ないようなので、審議会としての評価をしたいと思いますが、柱３の評価については、Ａとまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。 ≪異議なし。≫ 以上で、柱３については終了します。続いて柱４についてお願いします。 ―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　― （事務局） それでは、柱４の説明をさせていただきます。 資料①－１は１０ページ、資料①－２は１４ページをご覧ください。 中段、委員の評価ですが、「達成度 A」が５つ、「達成度 B」が４つでありました。評価をお願いいたします。 昨年も同様でありましたが、「矢勝川」に関して多くご意見をいただいております。 「評価できる点」は、河川やため池、海域等に対する取り組みだけでなく、バイオマス発電の副産物である液肥を、農業高校と連携して実用化に向けて取り組んだこと、ポイ捨て防止に対する啓発活動を、鉄道会社と連携して実施したことに対して、評価をいただいております。 「期待したい点」としましては、観光資源である矢勝川の水質改善を近隣市町や企業と連携して取り組むことや、「水辺のクリーンアップ大作戦」のイベントの魅力を上げる仕掛けづくり、畜産臭気に対しての畜産農家を支援するための具体的な取り組みを連携して実施することといった、新たな視点での連携強化に対して期待の声がありました。 「評価できない、問題である点」は、河川、ため池の水質改善だけでなく、下水道普及率、合併浄化槽の普及が進んでいないこと、外来生物の駆除対策がされていないことが挙げられています。

	柱４の説明は以上となりますので、評価をよろしくお願いいたします。 ―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　― （会長） それでは柱４についてご質問ありますか。 （委員） 委員の評価は、会長と市の評価を抜いた人での評価という認識であっていますか。 （事務局） その認識であっています。委員の間で意見が割れた場合等の最終的な判断を会長に行っていただきたいという考えのもの、例年会長は評価を行っていません。 （会長） 柱４は、Ａ評価が５つ、Ｂ評価が４つと拮抗していますが、事務局の説明を聞いて、再度評価を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。 ≪Ｂ評価が多数。≫ それでは、柱４については、Ｂ評価としたいと思います。なお、Ｂ評価にした理由として何かご意見いただける方はいらっしゃいますか。 （委員） 市の方もしっかり取り組んでいただいていることは承知をしているものの、状況の改善に至っていない点が気になりました。 （委員） ため池の水質改善は、原因が明らかになれば、莫大なお金をかけずとも可能であるが、その施策が進んでいないとことがＢ評価の理由です。 （会長） 貴重なご意見ありがとうございました。以上で、柱４については終了します。続いて柱５についてお願いします。 ―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　― （事務局） それでは、柱５の説明をさせていただきます。 資料①－１２は４ページ、資料①－２は１８ページをご覧ください。 中段、委員の評価ですが、「達成度 AA」が１つ、「達成度 A」が８つでありました。評価をお願いいたします。 「評価できる点」としまして、幅広い世代での環境意識向上に対しての動画作成や自然観察会の開催といった取り組み、「生徒会サミット」での取り組み、環境パートナーシップと市が連携して実施した「もったいないバザール」など、新たな視点での取り組みが評価をいただきました。 「期待したい点」は、環境学習での参加率を上げるための工夫や、ふる

	さと半田に対する郷土愛の醸成でのアピール方法の工夫への期待と、児童たちの農業体験ができる機会の継続、学校と企業が連携して実施する環境学習の機会の提供に対してご意見をいただきました。また、環境パートナーシップへの取り組みに期待する意見も１３ページではまとめてありますが、評価表では複数ありました。祭りやイベントごみへの対応は、期待したいという意見の一方、「評価できない点」として、イベントにゴミ箱を設置しないという対応ではなく、イベント会場での分別意識を高めるための取り組みを実施してほしいという意見もありました。 「問題と思われる点」では、学校ではすでに環境に関する学習が行われている中、教育委員会が、「今後新たな取組は難しい」との後ろ向きのまとめをしていたことで、期待も含まれていますが、「既にこんなこともやっています」と既存の取り組みを抽出してほしいというもの、また、中学校での環境学習に対する取り組みの必要性を検討してほしいという意見がありました。 柱５の説明は以上となりますので、評価をよろしくお願いいたします。 ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― （千頭会長） それでは柱５についてご質問ありますか。個人的には、イベント会場でのごみ箱や設置や分別は今後も引き続き課題となる部分になってくると思いますので、何か対応があってもいいと思います。 他に質問等なさそうなので、審議会としての評価をしたいと思いますが、柱５の評価については、Ａとまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。 ≪異議なし。≫ 以上で、柱５については終了します。これで、5 つの柱ごとの評価が終わりました。審議会として、評価・提案としてとりまとめをしていきたいとおもいますが、修正等もなさそうですので、案のとおり採択をしてよろしいでしょうか。 ≪異議なし。≫ 環境基本計画に関する評価・提案（案）を一部修正し、採択することといたします。 以上で、議事（１）については終了します。 続きまして、議事（２）「半田市太陽光発電設備の設置に関する条例の制定について」事務局から説明をお願いします。

＝＝＝＝＝＝ ２（２）.半田市太陽光発電設備の設置に関する条例について	＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝ 　前回は条例に関するご意見いただきありがとうございました。いただいたご意見を反映したうえで、条例制定等を担当する総務課と協議をしたうえ、今回の条例と施行規則を作りこんでいます。今回改めて皆様からご意見をいただきたいと思っております。 条例に関する資料は、資料②-1、-2、-3、-4、-5 の全部で５種類あります。 内容の前に、条例と施行規則の違いをご説明します。条例は、議会の議決を経て制定するもので、この条例も３月議会にはかります。規則は、市長が制定するもので、条例を実施するための細かい手続きについて定めることが多いものです。 それでは、資料に沿って条例の説明させていただきます。 　まず、資料②-1 の１ページ目をご覧ください。条例制定の経緯ですが、令和７年度に南吉記念館の景観を害する場所に太陽光発電設備が設置されたことに伴い、現行の太陽光発電設備の設置に関するガイドラインでは不足している、違反に対する権限強化や、設置後の適正な維持管理を行うために条例と規則を定めます。 しかし、条例を制定しても、財産権に触れるため禁止をすることはできません。そのため、この条例では、罰則規定や指定された地域において協定を締結する規定を設けることで抑止効果を狙います。 条例の中身についてご説明します。資料②-1 の 1 ページ目の中段あたりをご覧ください。第１条から第５条については、概要部分の 1 から 3 のとおりです。 第６条の住民説明について、資料②-２の 1 ページ目の中央、第２条に用語の定義を記載しており、1 ページ目の左端の第六号に「地域住民等」を規定しています。 資料②-２の 2 ページ目の右端をご覧ください。第６号のニに農林水産業を営むものを含むため、今後市でも実施していく、ため池での太陽光パネル設置の説明では、ため池の水利組合を含めた範囲の地域住民への説明会等を実施することを規定しています。また、国のＦＩＴ（固定価格買い取り制度）で規定されている住民説明の範囲である、設置場所から半径３００メートルを、今回の条例の説明会の範囲として適用しています。 続いて、資料②-1　1 ページ目の１番下と資料②-4 をご覧ください。 第７条では市と事業者の間で協定を結ぶ地区を定めています。協定締結によって手続きを追加し、複雑にすることにより、設置の抑止効果を狙います。１つ目は農業振興地域内の農用地、２つ目はふるさと景観計画における景観形成重点地区になります。 農業振興地域内の農用地は農政課が所管しており、景観形成重点地区は都市計画課が所管しています。協定は、条例や規則に定める事項ではないため、農業振興地域内の農用地であれば農政課と環境課、景観形成重

	点地区であれば都市計画課と環境課で協定の内容を確認して判断します。 なお、近年設備を設置した後に事業者と連絡がとれなくなってしまうことがあります。このような問題が起こらないように、協定では、資料②-4 の 2 ページ目下段の第 10 条で、事業継承される場合は、市と協議したうえで効力を第３者に継承することを盛り込み、顔の見える関係性をつくるため、また維持管理を新しい事業者にも徹底いただくために、事業が継承された場合は協定の結びなおしを求めていきます。 第８条は資料②-1 の２ページ目の 6 に記載のとおりです。 第９条では、資料②-２の条例第４条第２項の事業者の責務に同じ内容が記載されているので、総務課との協議のうえ削除します。 資料②-1 の 8～11 の部分をご覧ください。 第 10 条から第 13 条では、説明会を実施しないなど、適正なルールで事業を実施していない事業者への指導、勧告や罰則を定めています。 第 13 条の罰則の説明の前に、刑事罰と行政罰の違いについてです。刑事罰は一般的な犯罪に対し刑事訴訟法に基づき罰せられるもので、行政罰は、行政上の違反に対して罰せられるものです。今回条例で規定するものは行政罰となり、警察との協議のうえで、５万円以下の過料と処すことにしています。 第 14 条と 15 条は資料のとおりです。 この条例は、令和９年 10 月１日から施行する予定です。 資料②-1 の３ページ目から４ページ目にかけては、事務手続きのフローを、協定を結ばない場合が上段、協定を結ぶ場合が下段にして記載しています。フローを提示することで、事業者の方がいつまでに何を行わなければならないかを分かりやすく示します。事務フローの中で注目していただきたい部分としては、３ページ目下段の協定締結の部分です。景観形成重点地区・農業振興地域・その他市町が認める地区の３つの地区については、設置区域の位置部分でもその地区が含まれていれば協定を結ぶことになります。また、景観の保全については、景観アドバイザーからのアドバイスを受けることができますという文言を追記しています。 事務局の説明は以上となります。 ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― （会長） 「半田市太陽光発電設備の設置に関する条例の制定」についてご質問ありますか。

	（委員） 　設置して終わらず、その後も事業者に対応してもらうための規定は設けているか。 （事務局） 　施行規則で、毎年維持管理の報告書を提出していただく規定を設けています。 （委員） 　パネルを撤去した後の廃棄については、どのように考えているか。 （事務局） 　法によって、パネルの撤去費の積み立てを事業者は行わなければならないため、その積立を徹底されていることを注視していきたい。 （会長） 　施行規則の住民説明について、設置区域の半径３００メートルは、本当に今の表現のままでいいのか、万が一土砂が水路に流れたときはどうするか等、表現方法はもう一度検討してもいいと思います。 　今回条例の案として取りまとめられたものとなります。案の段階であり、修正の余地がございますので、ご意見等ありましたら、また事務局へ報告してください。 　以上で、議事（３）については終了します。 　続きまして、議事（３）「半田市一般廃棄物処理基本計画について」事務局から説明をお願いします。
＝＝＝＝＝＝ ２（３）．半田市一般廃棄物処理基本計画について	＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝ （事務局） 　今回の計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づき、半田市内で生じる一般廃棄物の処理に関する計画として策定するものです。 　現在の計画は、平成２９年度から令和８年度までの計画であり、令和４年度に中間見直しを行っております。１０年ごとに策定する必要があるため、今年度、令和９年度から１０年間の計画を策定します。 　計画内容は、廃棄物処理法に基づき、 （１）ごみの発生量及び処理量の見込み （２）ごみの排出の抑制のための方策に関する事項 （３）分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分 （４）ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 （５）ごみの処理施設の整備に関する事項 （６）その他ごみの処理に関し必要な事項 を定めます。

	計画策定の全体スケジュールは、４月からコンサル業者とごみ発生量及び処理量見込み等の数値の整理を行うほか、７月に無作為抽出の市民アンケートを実施しております。１１月以降は、計画の庁内協議後にパブリックコメントとして広く市民のご意見をいただき、その修正を行ったうえで、３月に策定という流れになります。 次期計画の基本事項として、法に基づく計画内容「（２）ごみの排出の抑制のための方策に関する事項」のうち、排出抑制・減量化に向けた基本方針は、前計画に引き続き以下の２つとする予定です。 基本方針１．減量化・資源化の促進 基本方針２．適正処理の推進 現計画と同様に、基本方針１は３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を基本として、国等の施策を反映させながら見直し・新事業の検討をすすめていきます。 委員の皆様にご意見・ご提案をいただきたいこととしては、市が今後１０年で廃棄物に関する施策として実施することを計画にまとめる中で、前回策定時にはない「環境基本計画」との連動を図るため、主に３Ｒに関する取り組み、またごみに限定せずに、環境という大きな枠組みの中でご意見・ご提案をいただきたいと考えております。 事務局からの説明は以上です。 ―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　―　― （会長） 「半田市一般廃棄物処理基本計画」についてご質問ありますか。 （委員） 意見や提案をするうえで、具体的にどのような意見を出せばいいか伺いたい。 （事務局） 今後市としてどのように進んでいけばいいかという、方向性を考えていただきたい。 （委員） 現計画の第５章において、生活排水のことが記載されているが、あまり話題にあがったことがないと感じるが、どのような感じになっているか。 （事務局） 計画に定める「一般廃棄物」には生活排水も含まれるため、し尿や浄化槽に関する内容が盛り込まれている。下水道の整備は別部署の計画であるため、あまり目立つことはなかったと思うが、計画の性質上、ここに含めて対応します。

	（委員） 　福祉施設でも生ごみやフードバンクの活動をもっと広げていくといいと思います。 （委員） 　次世代がもっと環境に興味をもち、地域が安心安全に過ごせるような施策を考えていけたらいいと思います。 （委員） 　自分の町内では収集業者の都合が合わず、資源回収をやめてしまった。その後は、リサイクルできるものがごみステーションに不燃物等のごみとして出されている。スーパー等の販売業者にも協力していただかなければならないが、購入するときに併せて廃棄の方法も周知できたらいいと思う。 （委員） 　資源回収が業者都合もあるだろうが、活動団体数・回収量が減っていることを心配している。継続するための方法を何か考えていかないといけない。 （事務局） 　市としても、今と同じ収集体制等のやり方ではいけない、という問題意識をもっており、根本的な解決の方策を考えている。委員の皆様からいただくご意見・ご提案を計画に盛り込んでいけたらと考えています。 （会長） 　「ごみの有料化」という言葉がどういう意味か分かりづらい部分が大きいと思います。市民の方にとって、もっと分かりやすい名前を考えることも大事だと思います。 　計画の素案段階でありますので、ご意見等ありましたら、また事務局へ報告してください。 議事（３）については終了します。
＝＝＝＝＝＝ ３.その他	＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝ 以上で、本日の議題は終了いたしました。 最後になりますが、事務局から連絡事項はありますか。 （事務局） 　２点お願いします。 　１点目、条例及び計画に対する意見に関しまして、10 月 15 日（木）までにお願いいたします。 　２点目、本日の会議録についても、事務局作成ののち、みなさまにご確認をいただいたうえで、ホームページに掲載させていただきます。

	よろしくお願いします。事務局からは以上です。 （会長） これをもちまして第２回環境審議会を終了いたします。
	（終了）